

令和 7 年 度

高規格救急自動車（追加分）

仕 様 書



静岡市消防局

目 次

1	総則	2
2	車両概要及びぎ装注意事項	6
3	車両諸元、車体本体装備品	7
4	車体ぎ装	10
5	救急装備(付属)品等	15
6	救急用無線装置(動態管理システム)等	17
7	付属品	18
8	塗装、メッキ、反射テープ、名称の表示及び文字記入等	19

1 総則							
1-1	目的 本仕様書は、静岡市消防局(以下「本市」という。)が令和7年度に購入する「高規格救急自動車(追加分)」(以下「車両」という。)の仕様書及び関係事項について定める。						
1-2	購入台数 購入台数については1台である。						
1-3	納入期限等 <table border="1"> <tr> <td>(1) 納入期限</td><td>令和8年3月30日(月)</td></tr> <tr> <td>(2) 車両納入日</td><td>本市と協議し決定する。</td></tr> <tr> <td>(3) 納入場所</td><td> 検収後、下記の場所まで搬送すること。 ・静岡市葵区追手町6番2号 葵消防署 本署 または、 ・静岡市葵区南田町1番1号 葵消防署 南田町出張所 なお、納入場所は1-7中間検査時に指定する。 </td></tr> </table>	(1) 納入期限	令和8年3月30日(月)	(2) 車両納入日	本市と協議し決定する。	(3) 納入場所	検収後、下記の場所まで搬送すること。 ・静岡市葵区追手町6番2号 葵消防署 本署 または、 ・静岡市葵区南田町1番1号 葵消防署 南田町出張所 なお、納入場所は1-7中間検査時に指定する。
(1) 納入期限	令和8年3月30日(月)						
(2) 車両納入日	本市と協議し決定する。						
(3) 納入場所	検収後、下記の場所まで搬送すること。 ・静岡市葵区追手町6番2号 葵消防署 本署 または、 ・静岡市葵区南田町1番1号 葵消防署 南田町出張所 なお、納入場所は1-7中間検査時に指定する。						
1-4	適合法令等 (1) 順守法令等 車両の製作は、仕様書及び承認図書によるほか、次に掲げる法令等に適合し、緊急自動車として承認を得られるものとする。 ① 救急業務実施基準(昭和39年自消甲教発第6号) ② 道路運送車両法(昭和26年法律第185号) ③ 道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号) ④ その他の関係する全ての法令、通達等 (2) 自動車検査証記載事項 <table border="1"> <tr> <td>① 自動車の種別</td><td>普通</td></tr> <tr> <td>② 用途</td><td>特種</td></tr> <tr> <td>③ 車体の形状</td><td>救急車</td></tr> </table>	① 自動車の種別	普通	② 用途	特種	③ 車体の形状	救急車
① 自動車の種別	普通						
② 用途	特種						
③ 車体の形状	救急車						
1-5	協議事項等 (1) 打合せ ① 契約後製作前に、早急に本仕様書及び添付図面等に基づく打ち合わせを本市と行い、十分な協議を行った上で本車両の設計を開始すること。 なお、打ち合わせの段階で、使用性向上のため、本仕様書に記載されている内容とは異なるぎ装等を施工する場合は、双方十分に協議を重ねたうえで契約金額に変動を及ぼさないものに限り仕様変更を可能とする。 ② 車両に関する全ての事について、受注者は本市の担当者と連絡をとること。 (2) 疑義等の協議 本仕様書に疑義が生じた時又は、使用する車両の規格等により、本仕様書に記載されている内容とは異なるぎ装等を施工する必要がある時は、受注者は速やかに本市に連絡						

	のうえ、文書及び図面をもって本市と協議すること。	
1 - 6	承認図について	
	(1) 承認後の製作	
	受注者は、契約締結後、速やかに本市と製作上の細部にわたり十分な打合せを行った上で、本市に承認図を提出し、承認を受けること。	
	なお、書類については下記(5)のとおり。	
	(2) 期限	打ち合わせの進捗状況により決定する。
	(3) 承認図の規格	A4判ファイルまたはPDFデータ
	(4) 承認図の部数	2部(PDFデータの場合には1部とする。)
	(5) 提出書類詳細(PDFデータによる提出を可能とする。)	
	① ぎ装工程表(中間検査、完成検査、検収予定日を明記すること。)	
	② 車体図面関係等(下記に準じて提出すること。)	
1 - 7		シャシ2面図(A3判)
		車体ぎ装5面図(前面・後面・左側面・右側面・上面:A3判)
		諸元明細書(シャシ、ぎ装、主要付属品、取付品)
		車体本体改造図(赤色警光灯、電子サイレン、電子サイレンアンプ、消防無線装置等が記入されたもの。)
		電気配線図
	(6) その他、必要書類が生じた場合は別途指示する。	
	中間検査	
	(1) 検査時期	外装、内装が概ね完成した時期とする。
	(2) 検査場所	受注者指定場所
	(3) 提出書類	中間検査依頼書を提出すること。 提出期限 中間検査の概ね30日前まで
1 - 8	(4) 検査項目	車体本体 車体ぎ装(取付位置等) 救急装備(付属)品等 各装置の位置、機能等の確認 その他必要な事項
	(5) 指摘事項等	検査時の指摘事項は検査後すみやかに改修するとともに、措置内容等を明確にし、必要に応じて写真を添付し、本市あて報告すること。
	検収(完成検査)	
	(1) 検査時期	車両の新規登録、緊急自動車届出事務が完了した時期とする。
	(2) 検査場所	本市指定場所
	(3) 提出書類	自動車検査証 (写し・2部)

	(P D F データでの提出を可能とする。なお、P D F データの場合には各 1 部とする。)	自動車損害賠償責任保険証明書	(写し・2 部)
		保管場所標章番号通知書	(写し・2 部)
		リサイクル券	(写し・2 部)
		ETC 車載器セットアップ申込書 (保存用)	(写し・2 部)
		納入内訳書(本市から指示する様式・提出前に指示する)	1 部
		完成図面 (1-6 承認図提出時の図面に準ずるが、打合せ時に修正箇所等が生じた場合は、 修正済みの図面を提出すること。[電気配線等含む維持管理上必要な図面 1 式及びぎ装パーツリスト含む])	2 部
		納入物品等一覧表 本車両に使用する、装備品(装備、積載及び付属品)及び部品(ぎ装部品及び電装品)並びに材料等の物品が記載されたもの。	1 部
		車体本体取扱説明書	1 冊
		各種装備品及び附属品等取扱説明書	1 部
		各種積載品等取扱説明書	1 部
		各種保証書	1 部
		工程写真	1 部
		その他本市で指示するもの。(部数は指示する。)	必要数
1 - 9	緊急自動車申請関係		
	(1) 緊急自動車申請事務	警察署への申請等の対応はすべて受注者が行うこと。	
	(2) 期限	車両新規登録後速やかに行うこと。	
	(3) 部数	1 部	
	(4) 提出書類	シャシ譲渡証明書	写し
	(P D F データでの提出を可能とする。)	物品売買契約書	表題部と署名捺印部を写す。
		改造関係	改造自動車等審査結果通知書(控)又は新規検査等届出書(5 面図を A 3 判又は A 4 判用紙に入れる。)
		完成写真	(カラー、前・後・左・右の 4 枚 1 組、本市の名前が車体左右に表示されていること。)
1 - 10	本車両の新規登録		
	(1) 新規登録事務	新規登録事務は、受注者が全ての手続きを行い新規登録検査に合格後納車すること。	
	(2) 法令等適合	車両が法令等に不適合な問題等が発生した場合は、受注者が責任をもって解決すること。	

	(3) 費用負担	新規登録に伴う費用(自動車損害賠償責任保険・重量税・自動車リサイクル料金を除く)は受注者の負担とする。
	(4) 自動車損害賠償責任保険・重量税・自動車リサイクル料金の請求	登録時は受注者が先に支払うこととし、納入時に本契約とは別にその金額を請求すること。 自動車損害賠償責任保険については25か月の加入とする。 保険契約者住所：静岡県静岡市葵区追手町5番1号 保険契約者氏名：静岡市
1-11	車両の管理等	
	(1) 納入前の損傷等	受注者は納入前に車両が損傷等した場合は本市に速やかに連絡し、一切の責任を負うこと。
	(2) 最終点検等	車両納入の際には車体本体、ぎ装部分及びその他全ての部分の点検整備(洗車等を含む)を実施後に納入すること。
	(3) 取扱説明	本市が指示する回数、日時及び場所で、取扱説明を実施すること。
	(4) 費用負担	上記について費用の負担は、全て受注者負担とする。
1-12	保証	
	(1) 車両、車体本体部	メーカー標準とする。
	(2) 車体ぎ装部	納入後1年とする。1年未満の部分がある場合は、ぎ装部ごとの保証期間を一覧表にして提出すること。
	(3) 保証期間中	車両(装備品等含む)修理、輸送等無償で保証すること。
	(4) 保証期間後	設計、製作、材質等の不備による受注者側の責任とされる故障等が発生した場合は、本市が車両を使用する期間中は無償で保証すること。
1-13	サービス点検	
	(1) 車両、車体本体部	受注者標準とする。
	(2) ぎ装部(赤色灯等)	納入後1年経過直前(保証期限切れ前)
1-14	その他	
	(1) 書類様式	様式は基本的にA4判縦の横書き、左側の縦綴じとする。 写真にあっては、L判、カラー、光沢紙で、A4判ファイルに綴じること。 デジタル写真の場合上記に準じた印刷とする。
	(2) 新製品等	契約後、本仕様書に記載してある装備品、積載品及び付属品等に新製品等が発表され、変更を余儀なくされる場合は協議し承認を得ること。 発表された新製品等が、本仕様書に記載してある装備品、積載品及び付属品等と比較して、機能性および性能等が向上した場合等は本市に速やかに連絡をとり対応を協議すること。

	(3) 同等品の取扱い	本仕様書に記載の装備品、積載品及び付属品等は、同等以上の規格性能を有し、また取り付け、積載スペースの関係で寸法等が本仕様書に適合するとともに、契約金額に変動を及ぼさないものにとり、それを証明する書類を本市に提出し、本市が承認した場合に同等品と認めるものとする(1-6承認図提出時確認すること。)
	(4) 製造中止等	本仕様書に記載の装備品、積載品及び付属品等で製造中止等が判明した場合は、それらの後継機種で、かつ、必要な性能、規格を満たすものであると本市が認めれば、当該後継機種を納品することができる。
	(5) 燃料	車両納車時には燃料タンク(車両、付属品及び携行缶)の表示容量を満たすこと。(満タンで納車)
	(6) 補足	契約後における仕様書上の疑義は、すべて本市の解釈によるものとする。 打合せ時等に本市が指示した事項は、この仕様書の追補とする。 本仕様書に明記されていない本車両運用上当然必要となる機能、装備品等については、本市と協議の上、対応すること。 その他、本仕様書に明記されていない点は、受注者公表の標準仕様とする。 車両製作に当たり、仕様書内に工業所有権(特許権)その他の法令等に抵触する問題が生じた場合は、受注者が解決し、その旨を本市に報告すること。 経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられていない業者であること。
2 車両概要及びぎ装注意事項		
2-1	車両概要	
	型別等	高規格救急自動車 災害対応特殊救急自動車(車両本体)に準ずること。
2-2	ぎ装の注意事項等	
	(1) 救急活動	救急活動に必要な装備品について各々機能を損なうことなく安全かつ確実に積載できること。 仰臥位の傷病者の体位変換が必要な機能を有すること。 「酸素吸入(酸素ボンベ・加湿流量計)装置、自動体外式除細動器、患者監視装置、吸引器等」などのそれぞれに必要な配管の埋め込み及び電源工事並びにマウント部の固定工事等が必要な装備品については、本市及び医療用具販売業者(別契約による高度救命処置用資機材の受注者)と十分協議すること。

		本仕様書において、品名指定されていない装備品等については、車両の運用に支障をきたさないよう適正なものを使用すること。
	(2) 重量、バランス強度等	走行性能を考慮し、車両重量の軽量化及び車体のバランスを適正にすること。 車体強度は十分考慮すること。 救急活動に必要な、アプローチアングル、ランプブレークオーバーアングル、デパーチャーアングル、最低地上高を考慮すること。 整備性を考慮すること。
	(3) 組み立て精度及び仕上げ	組み立て精度及び仕上げは十分注意すること。 各部の接合部のチリ及び隙間等は精度を高くする。 防水の必要箇所は完全な処理をすること。
	(4) 溶接	溶接部分の強度には十分注意すること。 必要な箇所は点づけではなく全周及び開先溶接等とする。
	(5) 材料及び材質等	指示するものを除き金属とすること。 材料等は何れも新品を使用すること。 特に指示するものを除き JIS 規格品(同等品可)を使用すること。 プラスチックは難燃製品とすること。 ゴムは耐油性を考慮すること。 木材は十分乾燥させ、変形、たわみ等が無いようにすること。
	(6) 電気配線	配線は、絶縁性及び耐久性に優れたもので、各電装品の容量以上のものを必要に応じて色分けして使用すること。 振動及び接触により短絡しない構造とする。 配線及び電装品の端子等は、燃料配管及びブレーキ配管との接触を避けること。 雨水のかかる部位の端子等は防水処理を施すこと。 熱の影響を受ける部分は、耐熱性ケーブルの使用又は遮熱板の取付等、断熱処理を施すこと。 配線がボディ等を貫通する部分は、グロメット等で摩耗防止処理を施すこと。 車内床部分等でケーブルが摩耗する恐れがある部分は、保護管等により摩耗防止処理を施すこと。
3 車両諸元、車体本体装備品		
3-1	車両諸元	下記に掲げる規格、仕様等に適合すること。

(1) 高規格救急自動車	使用する車両は、救急業務高度化資機材緊急整備事業に定める高規格救急自動車(受注者公表最新型)であること。
(2) 車体構造	全有蓋で密閉式構造のものとし、振動、衝撃等を十分に緩衝し、救急活動上安全であること。また、患者室は救急業務実施基準第 11 条に定める資機材を用いた救急業務の遂行に支障がない空間を確保するとともに、運転室と患者室の間には出入りが可能な通路を設けること。
(3) リヤサイドドア	車体側面にスライド式のサイドドアを有すること。
(4) バックドア	車体後面に跳ね上げ式のバックドアを有すること。
(5) 全長	概ね 6.0m 以下
(6) 全幅	概ね 2.0m 以下
(7) 全高	概ね 2.8m 以下 無線アンテナを除く
(8) 乗車定員	7 人以上
(9) 使用燃料	ガソリン 給油口に表示させること。
(10) 総排気量	2,480 cc 以上
(11) 最大出力	145PS 以上
(12) エンジンの耐久性能	エンジン本体については、救急活動を前提とした使用環境において、オイル交換時(※1)にエンジンオイルのレベルゲージがローレベルを下回る事が無いこと。エンジン性能については走行距離 100,000km まで耐久性を維持すること。 ※1 オイル交換については、交換後 5,000km、
(13) エンジンオイルの交換時期	5,000km ごととする。 救急活動を前提とした(アイドリング時間を含む)交換でエンジンに問題が発生しないこと。
(14) アイドリングコントロール	オートアイドルアップシステムを装備すること。
(15) 変速装置	オートマチックトランスミッション
(16) 駆動方式	4 輪駆動 (全輪駆動)
(17) ステアリング装置	右ハンドル・パワーステアリング
(18) ブレーキ装置	ABS 装置付
(19) 安全装備	横滑り制御機能、衝突回避装置等法令に適合する安全装置を装備すること。
(20) タイヤ	標準装備品 <u>2025 年製</u> 以降のものであること。 納車時は付属品タイヤ (スタッドレスタイヤ) を装着すること。
(21) 燃料タンク容量	概ね 65L

	給油口に表示させること。	
3-2	車体本体装備品 車体本体メーカー公表の装備のほか、下記に掲げるものを装備し、車両本体に適合するものとする。	
	(1) ヘッドランプ	1 式 LED 式とする。
	(2) フォグランプ	1 式 車両純正品
	(3) サイドフラッシャー	1 式 ルーフサイド 左右各 1 (設定が無い場合は除く)
	(4) 路肩灯	1 式 左右後輪前部に設置し、点灯はスモールライト連動とする。
	(5) その他必要な照明	必要数 その他、救助資機材の固定装置部分等、照明が必要な箇所の照明を装備する。
	(6) オルタネーター	1 式 150Ah 以上
	(7) バッテリー	1 式 12V-120Ah(20 時間率) 外国製の場合は「JIS」規格に適合すること。 バッテリー収納部は容易に点検整備を行うことができる構造とする。
	(8) 運転席・助手席エアバック	1 式 車両純正品
	(9) パワーウィンドウ	1 式 運転席及び助手席
	(10) 自動式半ドア防止装置	1 式 リヤサイドドア及びバックドア部分
	(11) 集中ドアロック	1 式 各ドア部分
	(12) ドア開放警告灯	1 式 運転席内に各ドアの開放時作動する警告灯を設けること。
	(13) カーナビゲーション	1 式 テレビ機能視聴不可とすること。 モニター 7 インチ以上の SD 式とする。 全周囲カメラのモニターを表示できること。
	(14) ラジオ (AM/FM)	1 個 車両純正品又はカーナビゲーション内蔵式とする。
	(15) ドライブレコーダー	1 個 コムテック製 ドライブレコーダー HDR204G 又は同等品。MicroSDHC カード 32GB 以上 (ドライブレコーダー本体に適合する容量) を 2 枚付属させ、1 枚分の収納ケースを付属すること。
	(16) 全周囲カメラ	1 個 車両純正品 バックギア及び切り替えスイッチに連動して作動すること。
	(17) ETC (電子料金収受システム)	1 個 セットアップ済であること。
	(18) フロントエアコン	1 式 車両純正品
	(19) リヤクーラー・ヒータ	1 式 車両純正品

	ー		リヤクーラー部についてはフィルター付
	(20) 電流計・電圧計	各1式	メーカー公表標準型 運転席付近に設置すること。
	(21) エンジンアワー メーター	1 個	メーカー公表標準型 前席上部付近
	(22) 後退警報機	1 式	デンソーボイスアラーム又は同等品(解除スイッチ付き)
	(23) ドアミラー	1 式	左右各 1
	(24) 助手席用補助ドア ミラー	1 個	左ドアミラー上部に後方確認用ミラーを取り付けること。
	(25) 電子インナーミラー	1 個	メーカー公表標準型 フロントガラス上部付近 患者室が確認できるよう鏡面インナーミラーに切り替えること。
	(26) ルームミラー(追加)	1 個	助手席側から患者室が確認可能な位置に取り付けること。
	(27) サイドバイザー	1 式	車両純正品 運転席及び助手席
	(28) プライバシーガラス (フィルム)	1 式	フロントガラス及びフロントサイドガラスを除く 詳細は 1-5 (1) 打合せ時又は 1-7 中間検査時に指示する。
	(29) くもりガラス (フィルム)	1 式	フロントガラス及びフロントサイドガラスを除く 詳細は 1-5 (1) 打合せ時又は 1-7 中間検査時に指示する。
	(30) 熱線リヤウィンドウ	1 式	車両純正品
	(31) マッドガード	1 式	車両純正品
	(32) フロントコーナーセンサー	1 式	車両純正品
	(33) 作業灯	1 式	LED 式。左右×各 2。車内にスイッチを設けること。
4 車体ぎ装			
車体本体メーカー公表の装備のほか、下記に掲げる装備とすること。			
4-1	車体外装(一部電装品を含む)		
	(1) 消防章	1 式	クロムメッキ・直径 150 ミリ 直径に応じた裏板付き又は同等の施工方法とする。
	(2) 赤色警光灯	1 式	ルーフ前後にはルーフ一体型の赤色警光灯を取り付けること。 電子サイレン音に連動し、調光する機能を有することとし、全て LED 式とする。
	(3) 補助赤色警光灯(前側)	2 個	LED 式 フロントバンパー上部×2
4-2	車体内部		
	5-1 メインストレッチャーに記載の電動式ストレッチャーを設定することにより、重量		

制限を受け未設定になるぎ装及び装備品については、打合せ時に協議し、承認図に記載すること。		
(1) 車体座席(座席形状)	1 式	運転席及び助手席、横向きサイドシートについてはメーカー公表標準型とする。 メディカルシートはメインストレッチャー頭部側座席後ろ向き1人掛けシートとし、ヘッドレストを有すること。 前向きサイドシートはハイバック型とし、ヘッドレストを有すること。
(2) シートベルト	1 式	運転席及び助手席については3点式シートベルト付き。 メディカルシート及びサイドシートについてはメーカー公表標準型シートベルト付きとする。
(3) 天井部分グリップ等	1 式	患者室天井部にグリップ1式を設けること。 オプション設定等により可能な限り取り付けること。 取付部は、十分な強度を有するよう必要に応じて補強すること。
(4) 同乗者用つり革	1 式	患者室の同乗者席上部につり革2人分を設けること。
(5) 乗降用グリップ等	1 式	患者室への乗降を容易にするためグリップ(手摺り)を設けること。 取付位置はサイドスライドドア及びリヤドアの乗降口部分とする。 オプション設定等により可能な限り取り付けること。 取付部は、十分な強度を有するよう必要に応じて補強すること。 寸法等は1-5(1) 打合せ時又は1-7 中間検査時に指示する。
(6) 患者室床面	1 式	患者室床面は、雨天時の救急活動等で車内が濡れても滑りにくい材質とし、水洗いや清掃等に耐える十分な防水処理を施すこと。
(7) ホワイトボード (取り付けなし)	1 式	ホワイトボード×2(A3、A4×各1)、マーカー(黒)×3、イレイザー×2を付属すること。
(8) ME機器用 コード掛けパイプ	2 箇所	右サイドパネル 受注者公表標準型のワンタッチハンガー10 本付属すること。
(9) ME機器用 C型ばねフック	1 式	右サイドパネル 受注者公表標準型のC型ばねフックを5個以上、取り付けること。
(10) バックドアストラップ	2 本	受注者公表標準型ストラップ×1

			長いストラップ（30cm 以上）× 1 を取り付けること。
4 - 3	電装品		
	(1) サイレンアンプ	1 式	TCD 製 e-deck 又は同等品 ・音声合成仕様 ①スイッチ1『救急車が通ります。進路を譲ってください。』 ②スイッチ2『交差点に進入します。ご注意ください。』 ③スイッチ3『救急車が出勤します。ご注意ください。』 ④方向指示器『右へ曲がります。ご注意ください。』 ⑤方向指示器『左へ曲がります。ご注意ください。』 ⑥感謝メッセージ『ご協力ありがとうございます。』 上記①、②及び⑥についてはスイッチを運転席ハンドル部及び助手席の2か所に取り付けること。 上記③のスイッチについて、運転するものが操作可能な位置に取り付けること。 ・住宅モード機能（サイレンの音色を調整できる機能）を設けること。 ・電子サイレン音スイッチをハンドル部に設置すること。 ・赤色警光灯をサイレンアンプに連動させること。
	(2) サイレンスピーカー	1 式	50W 型× 2
	(3) フレキシブルマイク	1 式	大阪サイレン製 UD-200TTC 又は同等品 運転席部に取り付け、入切スイッチを設置すること。
	(4) マイク	1 個	TCD 製 e-deck 又は同等品
	(5) モーターサイレン	1 式	大阪サイレン製 5SA 型又は同等品 ☆スイッチを運転席及び助手席の2か所に取り付けること。
	(6) インバータ	1 個	300W 以上 正弦波
	(7) 外部電源によるバッテリー充電装置	1 個	車内に取り付け、充電用電源は外部電源端子から取込み、充電器を経由して車両用バッテリーに配線接続し、電源はAC100V とすること。 署所待機中（エンジン停止中）に外部電源端子入力による車両バッテリー充電及び車内ACコンセントへの電力の供給ができること。外部電源端子入力中はエンジンの始動ができない仕組みであること。
	(8) 天井埋込式室内灯	4 個	LED 式とする。（調光機能付）
	(9) 天井埋込式スポットランプ	2 個	メーカー公表標準型とし、患者室天井部に取り付けること。
	(10) バックドアスポットランプ	1 個	メーカー公表標準型とし、バックドア内側に取り付けること。
	(11) マップランプ	3 個	運転席及び助手席のピラー部分、患者室サイドスライドドア上部付近に取り付けること。

	(12) 時計	1 個	アナログ・秒針付き・直径概ね 150mm
	(13) 換気装置	1 個	メーカー公表標準型
	(14) AC100V 出力コンセント	1 式	アース付 2 ロコンセントを患者室内に 5 箇所設置すること。(電源はインバータ) 設置位置は 1－5 (1) 打合せ時又は 1－7 中間検査時に指示する。 外部充電入力端子接続時、全ての AC コンセントが通電すること。
	(15) AC100V 外部電源入力端子	1 式	リヤバンパーに、外部電源入力端子を設置すること。 蓋付き、埋め込み式のものとする。 接続方式はマグネット式を基本とする。 10m以上のコードを附属すること。 AC100V 電源自動切替え装置付き。 外部電源端子入力中はエンジンの始動ができない仕組みであること。
	(16) 補助警光灯	2 個	LED 式 バックドア部分
	(17) 患者室用電装品コントロールパネル	1 式	患者室の操作しやすい壁面にコントロールパネル等を設け、患者室の空調装置、照明灯、インバータ等のスイッチ類を可能な限り集中配置し、それぞれの名称等を表示した銘板を設けること。
	(18) 右スライドドア内部収納場所	1 式	ウォールポケット収納部に LED 式照明を設置すること。
	(19) ぎ装部分用ヒューズボックス	1 式	各ヒューズの名称、アンペア数を明示すること。 整備性を考慮した位置に設けること。
4－4	患者室内各種固定装置		
	(1) 酸素ポンベの固定装置	1 式	本市の指示する位置に、酸素ポンベ固定装置を設けるとともに加湿流量計までの配管をパイプにより施すこと。 (10L 酸素ポンベ 2 本を個別に着脱できること)
	(2) 加湿流量計の固定装置	1 式	本市の指示する位置に、加湿流量計の固定装置を設けること。
	(3) 充電式吸引器の固定装置	1 式	本市の指示する位置に、充電式吸引器の固定装置を設けること。
	(4) 患者監視装置の固定装置	1 式	本市の指示する位置に、患者監視装置の固定装置を設けること。
	(5) 自動式除細動器の固定(収納)装置	1 式	本市の指示する位置に、自動式除細動器の固定(収納)装置を設けること。

	(6) 自動式人工呼吸器の固定装置	1 式	本市の指示する位置に、自動式人工呼吸器の固定装置を設けること。
	(7) 血圧計の固定装置	1 式	本市の指示する位置に、血圧計の固定装置を設けること。
	(8) 点滴ビンの固定装置	1 式	天井吊り下げ型(点滴ビン 2 本用)の固定装置を設けること。
	(9) スクープストレッチャーの固定装置	1 式	メーカーが標準とする収納位置に、スクープストレッチャーの固定装置を設けること。
	(10) ハイテクバックボードの固定装置	1 式	メーカーが標準とする収納位置に、ハイテクバックボード(1 式分)の固定装置を設けること。
	(11) サブストレッチャーの固定装置	1 式	メーカーが標準とする収納位置に、サブストレッチャー(補助搬送器具を切り替えて収納可能とすること。)の固定装置を設けること。
	(12) 人工蘇生システムの固定装置	1 式	メーカーが標準とする収納位置に、人工蘇生システムの固定装置を設けること。
4 - 5	運転室・患者室内各種収納装置		
	(1) ドアポケット部収納	1 式	運転席及び助手席部分
	(2) 運転席後部収納庫	1 式	収納庫を設置すること。 設置位置寸法等は 1 - 5 (1) 打合せ時又は 1 - 7 中間検査時に指示する。
	(3) 助手席後部収納庫	1 式	収納庫を設置すること。 設置位置寸法等は 1 - 5 (1) 打合せ時又は 1 - 7 中間検査時に指示する。
	(4) 患者室収納庫	必要数	患者室には、安全性及び活動性を考慮し、支障がない範囲で大型あるいは複数の収納庫を設けること。 設置位置寸法等は 1 - 5 (1) 打合せ時又は 1 - 7 中間検査時に指示する。 収納庫には必要に応じてアクリル板等の扉及び引き出しを取り付けること。 扉及び引き出しには、走行中開放しないように固定装置を設けるとともに、振動、衝撃等に十分に耐えられる構造とすること。 収納庫が金属製の場合は、内面に交換容易な緩衝材を取り付けること。 一部の収納庫については鍵付とすること。
	(5) サイドシート下部収納庫	1 式	メーカー公表標準型のサイドシート下部収納庫とする。

	(6) ウォールポケット(網棚)	1 式	メーカー公表のウォールポケットを取付可能なすべての部分に取り付けること。
	(7) その他の棚、収納庫	必要数	メーカー公表の棚及び収納庫(収納ポケット)を取付可能なすべての部分に取り付けること。
	(8) 地図収納庫	1 式	運転席内に住宅地図入れ(ゼンリンA3判が入るサイズ)を必要数設けること。 設置位置寸法等は1-5(1)打合せ時又は1-7中間検査時に指示する。
	(9) 患者室書類収納庫	1 式	患者室に、A4サイズのバインダーなどが入る書類入れを設けること。 設置位置寸法等は1-5(1)打合せ時又は1-7中間検査時に指示する。
	(10) ヘルメット収納	必要数	メーカー公表のヘルメット掛けフック等を運転席内に設けること。 詳細については1-5(1)打合せ時又は1-7中間検査時に指示する。
	(11) 汚物入れ収納	1 個	メーカー公表の汚物入れ収納(汚物入れ本体付き)を患者室内に設けること。
	(12) その他	1 式	手洗い装置を標準とする場合は取り外し、収納庫を取り付けること。
4-6	その他		
	(1) 乗降部ドア部分のステップ部分	1 式	各ステップは奥行き、幅、高さ、段数等が救急活動中の隊員、傷病者及びその同乗者が容易に乗り降りできるもので、高さは概ね40cm以下であること。
	(2) 保護用当て板等	1 式	フェンダー、タイヤハウス、リヤバンパー等の上面部、乗降口周辺、積載又は収納器具、物品の固定箇所等で、乗降時の足のせ、器具、物品の着脱時の衝突、積載又は収納中の器具、物品との接触等により車内の内張り材料や塗装面等が傷つくおそれのある箇所にはアルミ保護板等による保護処置をすること。 各器具等の固定装置取付部、固定装置、相当の荷重が掛かる部分の側壁等には十分な補強を施し、走行中の振動にも耐えられる強度を有すること。 患者室内等の所要箇所には、衝撃緩衝用の保護材料を使用し、車内での事故防止措置を施すこと。
5 救急装備(付属)品等			
	品名	数量	規格等

5-1	架台及びメインストレッチャー	1式	ストライカー製 電動ストレッチャー又は同等品 電動ファスナー Power-LOAD 電動ストレッチャー Power-PRO 2 付属品 交換用純正バッテリー×2個 その他以下の仕様を満たすこと。 ・ストレッチャー本体の昇降ボタンにより、無段階に昇降位置を設定できること。 ・ストレッチャー本体の重量はバッテリーを装着した状態で75 kg以下とする。 ・ストレッチャーが車内に収納された状態で、架台と合わせてバッテリーに充電できること。 ・バッテリー切れの場合、電動で稼働するすべての動作が手動により操作できること。また、架台から取外す際には、付属パーツの取外し作業が不要な構造とする。 ・ストレッチャー本体のバッテリーの着脱は、現場の消防隊員によって道具を使用せずに作業できること。 ・ストレッチャー本体のブレーキペダルは、1つのペダル操作で同時に2輪をロックできる構造とする。
5-4	補助搬送器具	1脚	イーバック+チェア MK5-JP
5-5	スクープストレッチャー	1式	ファerno製 スクープエクセル モデル 65-EXL(色：イエロー) (ピン付) 付属品 ①ストラップ：バイオセーフストラップ 2ピーススピードクリップ付 (メタルバックル) ×6 なお、両締めタイプが無い場合は変更の可能性あり。 ②ヘッドイモビライザー：#445-SP×2を付属させること。
5-6	ハイテクバックボード	1式	ファerno製 モデル 2010 本体(1台) 付属品 ①ヘッドイモビライザー (台座付)：モデル 445×3 ②ストラップ：バイオセーフストラップ 2ピーススピードクリップ付 (メタルバックル) ×9 なお、両締めタイプが無い場合は変更の可能性あり。
5-7	ウェルパス収納	1個	1 L用(脱着式)
5-8	マグネット式汎用取付台	1個	ティッシュペーパー(概ね 150組・300枚)1箱が容易に取り付けられること。
5-9	救助用資機材	1式	バール ×1 ガラスカッター ×1 万能斧 ×1

			シートベルトカッター × 1 メーカーが標準とする収納袋に一式をまとめて収納し、納入すること。
5-10	携帯拡声器	2 式	ノボル電機 TS-634 単 3 形アルカリ電池×12 本（2 式で 24 本）
5-11	強力ライト	3 式	ジェントス BR-AG10M 単 3 形アルカリ電池× 4 本（3 式で 12 本）
5-12	担架	1 個	ソフト担架 バリライトマット WBL-3
6 救急用無線装置(動態管理システム)等			
	品名	数量	型式・規格等
6-1	無線（詳細は承認図打合せ時指示）		
	(1) 救急用無線機用配線の取り付け	1 式	救急用無線機取付台座と配線を本市の指定する位置に設けること。
	(2) 無線アンテナ用配線の取り付け	1 式	無線アンテナを取り付けるための配線引きまわしを施すこと。
	(3) 送受話器の取り付け（運転室内）	1 式	送受話器取付台座を設けること。
	(4) 送受話器の取り付け（患者室内）	1 式	送受話器取付プレートを設けること。
	(5) スピーカー取り付け	1 式	スピーカー 2 個は受注者が用意すること。 取付位置については 1-5 (1) 打合せ時又は 1-7 中間検査時に指示する。
	(6) 配線工事	1 式	極力室内に露出しないようにすること。 ただし、必要な箇所には点検口を設けること。 また、配線を敷設する上で、摩擦等による損傷のおそれのある箇所には、配線の保護措置を施すこと。 ただし、必要な箇所には点検口を設けること。 また、配線を敷設する上で、摩擦等による損傷のおそれのある箇所には、配線の保護措置を施すこと。
	(7) 無線電源の取り付け	1 式	電源供給用の電源端子台を点検整備が容易な位置に設けること。
	(8) 注意事項		電波法に基づく、事務処理を行うこと。
	(9) その他	1 式	無線障害(雑音)防止のため、アースボンディングを必要に応

			じて施工すること。 また、事故防止のため電源ケーブルのバッテリー側には、ヒューズ又はヒューズブルリンク等を設置すること。
6 - 2	AVM(車両動態管理装置)		
	AVM の取付台座	1 式	AVM の取付台座を本市の指定する位置に取り付けること。 上記、車両に取り付ける車両動態管理装置の各装置(モニターボックス取付金具・外部接続装置・AVM 用通信アンテナ等)以外で、その他の機器類(ルーフトップアンテナ、アンテナケーブル、電源ケーブル、その他取り付けに必要な機器)は、移設する機器に適合するものを受注者が必要量負担し取り付けること。 車両動態管理装置に電源を供給するための電源端子台を、点検整備が容易な位置に設けること。 各構成機器の接続ケーブルを配線すること。 配線等の取付方法等は、救急用無線機に準じた方法で行うこと。
7 付属品(数量については、1 台あたり)			
	品名	数量	規格等
7 - 1	予備タイヤ	1 本	ホイール付き ノーマルタイヤ <u>2025 年製</u>以降のタイヤを使用すること。
7 - 2	スタッドレスタイヤ	4 本	ホイール付き <u>2025 年製</u>以降のタイヤを使用すること。
7 - 3	タイヤチェーン	1 式	スチール製(バンド付き)又は合成樹脂製
7 - 4	車輪止め	2 個	硬質ゴム製又は合成樹脂製
7 - 5	非常用信号灯	1 個	法令適合品(LED 式・乾電池付き)
7 - 6	停止表示板	1 個	法令適合品
7 - 7	フロアマット	1 式	車両純正品
7 - 8	ブースターケーブル	1 式	車両電圧対応品(長さ概ね 5 m)
7 - 9	牽引ロープ等	1 式	車両重量対応品(ロープ又はワイヤー)
7 - 10	燃料携行缶	1 缶	金属製 20L 用(ガソリン用・検定品) 納車時満タン
7 - 11	キー・スペアキー	5 本	標準付属品を含む(うちリモコン付きは 3 本) 各鍵にはカラビナ(SK11 CRABINER FLAT B TYPE 6×60mm)を付属させ、鍵を取り付けた状態で納品すること。
7 - 12	補修用塗料	1 式	車両に使用している塗色(100 cc 程度)
7 - 13	予備電球	1 式	標準付属品以外に、車両に使用しているすべての規格のものを、各 1 個付属すること。

7-14	予備ヒューズ	1 式	標準付属品以外に、車両に使用しているすべての規格のものを、各 1 個付属すること。
7-15	車両整備用具	1 式	車両に標準で付属する工具 1 式(ジャッキ 1 式を含む)
7-16	消火器	1 本	自動車用粉末 ABC 消火器(薬剤 1.8kg) 1 本を取り付けること。 他の装置及び救急活動に支障のない位置に強固に取り付け、取出しが容易であること。 2025 年製以降のものを取り付けること。 ホース先端の持ち手部分がネジ式の場合、振動により緩まないような措置を講ずること。
7-17	安全ベスト	3 着	FS ジャパン株式会社 救急隊ベスト MB 1
7-18	耐刃防護衣	3 着	防刃ベスト 前面を防護できるもの。
7-19	救命胴衣	3 着	オーシャン C-3 型 TYPE A または同等品
7-20	救急バッグ	1 個	ELITE BAGS Light Emergency Bag 又は同等品 ターポリン生地を使用し、収納容量 18L 以上とすること。 ショルダーストラップを付属すること。
7-21	プライバシー保護用シート	4 式	トーハツ株式会社製 クイックシールド Neo
7-22	合図灯	4 本	LED 式 (電池付)
7-23	酸素ボンベ	1 式	10 L × 10 本 2 L × 10 本 いずれも、医療用ヨーク式バルブであること。
7-24	小物収納	1 式	硬質カードケース A 6 × 1 磁気防止カードケース (ETC カード用) × 1

8 塗装、メッキ、反射テープ、名称の表示及び文字記入等

8-1	塗装	
	摘要	詳細等
	(1) 箇所	メッキを施す部分を除き、金属部分は全て塗装をする。 ホイール部分等は塗装しないこと。
	(2) 下地処理	塗装下地はショットブラスト等により完全にサビを除くこと。 プライマー、サフェーサー処理等の下地表面調整を確実にを行うこと。
	(3) マスキング	非金属部等の塗装をしない箇所のマスキングは完全にし、塗装しない部分への塗料の付着等は十分注意すること。
	(4) 部品等の脱着	部品等で取り外し可能なものは全て取り外して塗装をすること。
	(5) 使用塗料	ウレタン塗料とする。
	(6) 塗装施工及び仕上げ	塗装は異物等の付着、タレ等が無いようにし、完璧な仕上げとすること。

8-2	塗装色	
	摘要	詳細等
	(1) 外装部	白色
	(2) バンパー	白色
	(3) 縞板及び縞板 ステップ	アルミ表面処理済みの材料は塗装しない。ただし、表面未処理の場合はシルバー、又はメーカー標準仕様色にて塗装後、クリアー塗装で仕上げること。
	(4) その他	その他の部分はメーカー標準仕様色とする。
8-3	メッキ	
	摘要	詳細等
	(1) 箇所	必要な箇所にメッキを施工すること。
	(2) 下地処理	メッキ下地は完全な錆取り、異物の除去を行った後に施工すること。
	(3) メッキの材質	メッキの材質等は、剥離、錆が発生しない高品位のものを選定すること。
8-4	帯線(朱色ベルトライン)	
	摘要	詳細等
	(1) 箇所	車体周囲に一重の帯線を概ね 70mm で表示
	(2) 種類	前面 屋外装飾用粘着シート 両側面及び後面 再帰性反射材 施工困難なものについては、本市と協議すること。
	(3) 色	朱色
8-5	反射テープ	
	摘要	詳細等
	(1) 箇所	各ドア部について開放時の安全性を確保するため、ドアの縁にマイクロプリズム反射方式の反射材を設けること。 なお、ドア開放時のみ確認出来る構造とすること。
	(2) 種類	マイクロプリズム反射方式の反射板
	(3) 色	黄色又は赤色
8-6	滑り止め処置	詳細等
	(1) 箇所	各ドア(ステップ)部分
	(2) 材質	滑り止め加工又は滑り止めシールの貼り付け 縞板部分等に貼りつけること。
8-7	名称の表示及び取扱注意等	
	摘要	詳細等
	(1) 表示する器具 等	スイッチ類 その他、本市の指示する箇所

	(2) 表示の方法	容易に剥離等ないようにする。 金属板又は印刷で表示する。		
	(3) 表示の内容	絵柄表示を主とする。		
		入、切		
		ON、OFF		
	名称等			
(4) 取扱注意等	本車両の取扱いについて、注意等を要する事項について、その対処等 を表示すること。			
(5) 上記共通事項	金属プレート、樹脂プレート、屋外装飾用粘着シート等は耐候性の高 い材質を使用し容易に剥離しないようにすること。			
8－8	文字記入 記入文字については、各車両の納入場所等を含め、承認図打合せ時に詳細を指示する。			
	位置	文字等	寸法	備考
	(1) 車体前面ボン ネット(助手席 側)及び後部ド ア(右側上部)	葵A 2 または 田A 1	100 mm×100 mm	丸ゴシック体 青色
	(2) 車両フェンダ ー上部 (左右)	静岡市消防局	100 mm×100 mm	丸ゴシック体 青色
	(3) 車体両側面後 部上側	葵第2救急隊 または 南田町救急隊	100 mm×100 mm	丸ゴシック体 青色
	(4) 対空標識 (屋根部分)	(1) と同様	1－5 (1) 打合 せ時又は1－7 中間検査時に指 示する。	丸ゴシック体 赤色
	(5) 車両側面前側 (左右)	ステッカー貼付	1－5 (1) 打合 せ時又は1－7 中間検査時に現 物を示す。	マスコットキャラクター (本市支給品)
	(6) 車両後部ガラス	ステッカー貼付	1－5 (1) 打合 せ時又は1－7 中間検査時に指 示する。	普通救命講習普及啓発ステ ッカー (本市支給品)
	(7) 車両積載品及 び付属品	指示する文字	品に応じた寸法	丸ゴシック体等 (手書き可) 黒色(黒色のものは黄色)
	(8) その他の箇所	指示する文字	1－5 (1) 打合	書体等、1－5 (1) 打合せ

		せ時又は1－7 中間検査時に指 示する。	時又は1－7 中間検査時に 指示する。
(9) 上記記入色 (屋外装飾用 粘着シートの 場合) について	①赤 Scotchcal™カラーバリエーション XL シリーズ(不透過タイプ) JS-6201XL ヴィクトリアンレッド又は同等品 ②青 Scotchcal™カラーバリエーション XL シリーズ(不透過タイプ) JS-6609XL マリーナ又は同等品 ③黒 Scotchcal™カラーバリエーション XL シリーズ(不透過タイプ) JS-1500XL ブラック又は同等品 一部の積載品及び付属品等については黒色又は黄色のペイント等でも 可とする。		
(10) 上記共通事項	上記、記入文字(文字数を含む)の文字寸法等は変更の可能性があるた め、貼付け前に確認後、貼付け作業を実施すること。 屋外装飾用粘着シート等は耐候性の高い材質を使用し容易に剥離しな いようにすること。 車体に向かって左から右に、スペースを考慮して体裁よく配列するこ と。(対空表示については承認図打合せ時に指示する。)		